

第10 動力消防ポンプ設備

I 技術基準

1 設置場所◆

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近で、かつ、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。

3 水源◆

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

(1) 有効水源水量

- ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。
- イ 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。

(2) 有効水源水量の確保

投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上・横100cm以上・深さ30cm以上とすること。

4 器具◆

- (1) 吸管は、前3、(1)に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること。

II 検査要領

〔I〕外観検査

1 水源

第4章第2節第2「屋内消火栓設備」、II「検査要領」、〔I〕、1に準じたものであること。

2 ポンプ等

- (1) 動力消防ポンプの設置場所は、設置したポンプに応じ適正なものであり、かつ、使用に際し支障のないものであること。
- (2) 所要の放水用器具等は、必要数装備されていること。

〔II〕性能検査

1 方法

必要本数のホースを延長して筒先を確実に保持し放水する。

2 合否の判定

- (1) 真空計又は連成計により測定した真空指度が適正であり、真空ポンプを停止した場合、著しい真空指度の低下がないこと。
- (2) エンジンの始動が容易であり、エンジン及びポンプは作動中にも異常がないこと。
- (3) 吸水が確実にでき、かつ、揚水により真空ポンプが確実に停止すること。
- (4) 各部からの著しい漏水がないこと。
- (5) 所要の放水圧力及び放水量が得られること。